

令和6年度 三重県保健師助産師看護師等修学資金 修学生募集要項

三重県では、看護職員の確保対策の一環として、看護師等学校養成所に在学する生徒に対する修学資金貸与事業を行っています。

学校養成所卒業後、三重県内で看護職員として就業する意思のある方で、貸与を希望される方は、下記の要領でご応募ください。

1 応募資格

卒業後、三重県内の指定機関等において看護職員の業務に従事しようとする意思があり、次の項目のいずれかに該当する方。

※就業義務を課す他の貸付金等を受けている、または受けようとする方を除く。

(1) 看護師等学校養成所在学生

保健師助産師看護師法（以下「法」という。）第19条または第21条の規定に基づく民間立の学校養成所（高等学校および大学を除く。また、通信制の課程を除く。）に在学している方

(2) 看護師学校養成所（通信制）在学生

法第21条の規定に基づく民間立の学校養成所（高等学校及び大学を除く。また、通信制の課程に限る。）に在学している方

(3) 准看護師養成所在学生

法第22条の規定に基づく民間立の准看護師養成所に在学している方

(4) 看護系大学在学生

法第19条から第21条までの規定に基づく大学に在学している方

※県内の大学に在学している方については県内出身の方を除く（三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則第3条第3項 備考 を参照。）。

(5) 助産師学校養成所在学生

法第20条の規定に基づく民間立の助産師学校養成所（大学を除く。）に在学している方

2 貸与月額

在 学 学 校 養 成 所	月額 (円)
看護師等学校養成所	36,000
看護師学校養成所（通信制）	21,000
准看護師養成所	21,000
看護系大学	50,000
助産師学校養成所	70,000

3 新規貸与募集人数（令和6年度）

在 学 学 校 養 成 所	人数 (名)
看護師等学校養成所	10
看護師学校養成所（通信制）	
准看護師養成所	
看護系大学	10
助産師学校養成所	7

4 貸与期間

貸与決定のときに定める月から、在学している学校養成所を卒業する日の属する月まで(ただし、当該学校養成所の所定の修業年限の期間内とします。)。

5 修学資金の返還猶予

次のいずれかに該当する場合は、その間返還を猶予します。

- (1) 学校養成所の卒業年に看護職員の免許を取得（当該養成過程の免許に限る。）し、ただちに三重県内の指定機関等（下記「1.2」参照。）において看護職員の業務（助産師学校養成所在学生で修学資金の貸与を受けた者は、助産師の業務に限る。）に従事しているときまたは他種の看護職員の学校養成所に在学しているとき。
- (2) 修学資金の貸与を取り消された後も引き続き当該学校養成所に在学しているとき。
- (3) 災害、疾病等やむを得ない事情があるとき。

6 修学資金の返還免除

上記「5.(1)」前段の条件に該当することにより修学資金の返還猶予を受けた方で、貸与期間（当該期間が1年に満たないときは、1年とする。）に1年（修学期間が1年の助産師学校養成所に在学中に当該貸与を受けた方は2年）を加えた期間、看護職員として、中断なく継続してフルタイム勤務に従事した場合、返還を全額免除します（助産師学校養成所在学生として修学資金の貸与を受けた方は、助産師の業務に限る。）。

※産育休、病休などやむを得ない理由の場合には勤務を中断できますが、この間は従事期間とはみなしません。また、中断する際には申請が必要ですので速やかにご連絡ください。

7 応募書類

(1) 看護職員修学資金貸与申請書〔第1号様式〕

連帯保証人は、原則として国内在住で、独立の生計を営む者2名を立ててください。うち1名は、申請者と別の生計の方としてください。なお、申請者が未成年者の場合は、その親権者または後見人を含まなければなりません。

(2) 世帯の所得、就業意思等に関する調書〔看修01〕

(3) 令和6年度（令和5年分）の所得証明書

（令和5年4月1日時点で18歳以上の同一生計世帯の家族全員分）

※必ず「令和5年分（令和5年1月～令和5年12月）」の所得証明書を提出してください。

（令和6年5～6月頃、各市町村役場で取得できます。）

(4) 住民票（同一生計世帯全員分）

看護系大学在学生については、配偶者及び一親等の親族分を含みます。

(5) 住民票（連帯保証人）

(6) 写真付本人確認書類裏表の写し（連帯保証人）

（写真なし本人確認書類の場合は2種類提出要。別添「貸与申請時に提出いただきたい本人確認書類について」参照）

(7) 在学する学校養成所長の推薦書〔看修02〕

8 応募書類の提出方法

在学する学校養成所を経由して、三重県 医療保健部 医療人材課 看護職員確保班に提出してください（提出期限は、在学する学校養成所に確認してください）。

9 貸与の決定

申請書を受け付けた後、書類審査を行います。審査結果については、各学校養成所を経由して通知します（令和6年8～9月頃を予定）。

10 貸与の取り消し

学校養成所を退学したときや、学業成績が著しく不良になったと認められるとき（留年したとき）等は、修学資金の貸与が取り消されますので、修学資金を返還しなければなりません。

11 提出書類の返還

提出書類は、貸与の審査結果にかかわらず、お返しできませんのでご了承ください。

12 指定機関等（県内に限る。）

在学学校養成所	指定機関等
看護師等学校養成所	指定機関[別紙（参考1）参照] ① 医療法に基づく許可病床数が200床未満の病院 ② 医療法に基づく許可を受けた病床数のうち精神病床数が80%以上を占める病院（①に該当するものを除く） ③ 医療法に規定する診療所 ④ 児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設（重症心身障害児に対し治療を行う施設に限る） ⑤ 児童福祉法に規定する指定発達支援医療機関（④に該当するものを除く） ⑥ 介護保険法に基づく介護老人保健施設 ※介護老人福祉施設は対象外ですのでご注意ください。 ⑦ 介護保険法に基づく訪問看護事業所〔上記①から⑥の機関において、3年以上の実務経験を有すること。その実務経験は「6修学資金の返還免除」の「貸与期間+1年間」に算入できる。〕 ⑧ 介護保険法に基づく介護医療院
看護系大学	指定医療機関 ① 医療法に規定する病院 ② 医療法に規定する診療所
助産師学校養成所	指定分べん取扱機関[別紙（参考2）参照] ① 医療法に規定する病院で分べんを取り扱う施設 ② 医療法に規定する診療所で分べんを取り扱う施設 ③ 医療法に規定する助産所で分べんを取り扱う施設